

## 福島県国民健康保険団体連合会総会議事録

令和7年3月3日、次により福島県国民健康保険団体連合会の総会が開催された。

- 1 日 時 令和7年3月3日（月） 午後1時30分より  
午後2時39分まで
- 2 場 所 福島市鎌田字卸町10番の1  
ウィル福島アクティおろしまち 1階 コンベンションホールB
- 3 出席者 出席保険者 31 保険者  
委任状提出の保険者 31 保険者  
事 務 局 8 名  
計 70 名

### 4 会議の目的事項

#### [報 告 事 項]

報告第1号 令和6年度補正予算の専決処分について

#### [議 決 事 項]

議案第1号 令和6年度一般会計歳出補正予算（第5号）

議案第2号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第3号）

A 業務勘定

議案第3号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳出補正予算（第4号）

A 業務勘定

議案第4号 令和6年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第3号）

議案第5号 第3次中期経営計画の策定について

議案第6号 令和7年度事業計画

議案第7号 令和7年度負担金及び手数料等

議案第8号 令和7年度積立資産及び引当資産の処分について

議案第9号 令和7年度一般会計歳入歳出予算

議案第10号 令和7年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

B 国民健康保険診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定

D 出産育児一時金等に関する支払勘定

E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 11 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（後期高齢）

B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定

C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第 12 号 令和 7 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 13 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（介護）

B 介護給付費等支払勘定

C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 14 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（障害者総合支援）

B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 15 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）

B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 16 号 令和 7 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 17 号 令和 7 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 18 号 令和 7 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 19 号 令和 7 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

議案第 20 号 役員の選任について

[そ の 他]

## 5 会議の状況と顛末

### (1) 開 会 （午後 1 時 30 分）

添田副会長（天栄村長）が次のとおり開会のことばを述べた。

只今より福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を開会いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### (2) 挨拶

三保会長（二本松市長）が次のとおり開会の挨拶を行った。

国保連合会 会長の二本松市長、三保でございます。本日は、皆様御多用の中、本会の総会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

また、国保連合会の運営にあたりましては、日ごろより格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

はじめに、先月ではありますが数年に一度と言われる今季最強寒波の影響による記録的な大雪となり、会津地方全域並びに郡山市、天栄村の県内 19 市町村に災害救助法が適用されました。本会におきましても、国からの要請を受け、被災した被保険者への適切かつ速やかな医療の提供に資するよう、本会が保有する被保険者の罹患情報等について、かかりつけ以外の医療機関や保険者など、情報提供を必要とする現場からの照会に応じるべく、体制を整えたところでございます。

続きまして、国保を取り巻く情勢でございますが、団塊の世代のすべてが後期高齢者となる一方で、生産年齢人口の減少が続くなどの社会構造の変化へ対応するため、全ての世代が安心できる持続可能な制度の構築が求められており、被用者保険の適用拡大や医療DXの推進、高額療養費自己負担限度額の見直しなどが進められております。このような状況におきまして、今般、本会におきましては、「皆保険を支える力となるために」との基本理念のもと、地域の医療・保健・介護・福祉を総合的に支える専門機関として、令和7年度からの新たな3か年計画として、第3次中期経営計画を策定いたしました。本計画では、現行計画からの理念や基本方針は継続しつつ、保険者を取り巻く情勢の変化に柔軟に対応しながら、新たな保険者ニーズへの支援を実施するため、八つの具体的な取り組みを定めております。あわせて、本会の業務及び保険者支援を着実に実施するにあたり、各会計における現在の財政状況や今後の見通しを踏まえ、計画的かつ安定的な事業運営を図ることを目的とした「財政運営計画」を策定いたしました。本計画に則り、今後も質の高い保険者サービスの提供と、透明で健全な事業運営によりまして、満足され、信頼される、本会の役割と責任を果たしてまいり所存でございますので、皆さまにおかれましては、本会に対します引き続きの御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の総会は、令和7年度の事業計画及び予算が主な案件となっております。慎重なる御審議の上、御承認を賜りますよう重ねてお願いを申し上げ、開会のあいさついたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 出席者報告

司会より本総会の出席者数及び本総会が成立する旨報告した。

|           |        |
|-----------|--------|
| 現在の保険者数   | 62 保険者 |
| 出席保険者数    | 31 保険者 |
| 委任状提出保険者数 | 31 保険者 |

### (4) 議 事

事務局の推薦により押山村長（大玉村）が議長になり議事に入った。その際議長より、議事録署名人については議長が署名することになる旨説明した。

#### [報 告 事 項]

報告第1号 令和6年度補正予算の専決処分について

ア．議長が報告第1号について事務局に説明を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長が報告第1号について次のとおり説明を行った。

総務課長を務めております後藤と申します。よろしくお願いいたします。

報告第1号につきまして、御説明させていただきます。議案書1ページをお開き願います。

報告第1号は、令和6年度補正予算の専決処分についてとなります。予算の補正につきましては、本来、総会における議決事項でございますが、冒頭に記載をしておりますとおり、会長の専決について委任をいただいております規定、そして国保法に定められました理事会における専決、それぞれの規定に基づいて御承認をいただいた結果について本総会において御報告を申し上げるものでございます。

まず、一つ目の括弧書き、「会長の専決処分」による補正は、記載の三つの会計、1「令和6年度一般会計歳出の予算補正」、2「令和6年度後期高齢者医療特別会計歳出の予算補正」、3「令和6年度職員退職金特別会計の歳入歳出の予算補正」でございます。(1)「補正理由」でございますが、定年前退職者への、退職金支給のため、一般会計と後期高齢者会計のそれぞれ予備費から繰り出しを行いまして、それらを退職金会計に繰り入れをして、退職金を支給する、という補正になっております。(2)「専決処分の理由」でございますが、こちら、退職金規定によりまして、支給を急ぐ必要がございましたことから、総会における議決、総会に諮るための理事会の承認を得る時間がございまして、三保会長に御相談申し上げ、令和6年8月26日、専決処分をお認めいただきまして、予算を補正させていただきました。

続きまして、二つ目の括弧書き、「理事の専決処分」でございますが、こちらは、記載の4 令和6年度一般会計から、11の令和6年度職員退職金特別会計まで八つの会計について、予算を補正させていただいております。(1)の「補正理由」を御覧いただきまして、①まず一つ目の理由でございますが、令和6年度税制改正、こちらは、昨年7月の総会でも御説明申し上げましたが、これまで収益事業とされてきました本会の審査支払業務ですが、非収益事業と改めて見直されまして、納税義務がなくなっております。この改正に合わせまして、本会が保有する各種積立の方法・上限額が見直されたことを受けまして、昨年12月の書面開催による理事会においてまず積立規則の改正をさせていただきました。そして各種積立のうち、万が一を想定した際の所要額、必要額に対しまして保有率が最も低い退職金積立金を増額させていただくことといたしました。退職金積立の増額のため、一般会計ほか各特別会計におきまして、予備費を減額し、他会計繰出金、退職会計への繰出となりますが、それぞれの会計から増額をしたいという、補正理由の一つ目でございます。

2ページをお開きいただきまして、補正理由の二つ目となりますが、こちらは例年どおり、令和6年度収支の状況、決算の見込みから、各会計におけるその他の積立金、財政調整基金積立資産、ICT積立資産、減価償却引当資産について、予備費をもって増・減をさせていただきました。

更に三つ目の理由となりますが、こちらは先ほどとは別の職員となりますが、同じく定年前ではありましたが、1名、12月末に退職をすることになりまして、一般会計ほか各会計か

ら、退職金特別会計への繰り入れを行い、退職金の支給に充てさせていただいております。

以上、三つの理由により予算の補正が必要でございました。

(2)です。急ぎ専決処分とさせていただいた理由でございますが、①まず一つ目の理由といたしまして、今ほど御説明いたしました税制改正に伴いまして、各種資産の向こう5年間の「積立計画書」を作成しまして、12月末までに、厚生労働省に提出しなければならない、そして、計画書に記載する令和6年度の積立額と、令和6年度の予算書上の額、これが同額であること、という国通知に基づきまして、計画書提出する前に、予算補正の必要があったということでございます。②もう一つは、退職金の支出にあたって、急ぎ補正が必要となりまして、以上二つの理由から、理事会、書面による理事会を開催させていただき、理事の皆様から承認をいただきました令和6年12月24日を議決日として、専決処分とさせていただきました。なお、議案書3ページ以降に、それぞれの専決処分とした際の議案書を添付させていただいております。参考まで後ほど御覧いただければと思います。

以上、報告第1号令和6年度補正予算にかかる専決処分の内容につきまして御報告をさせていただきました。御了承いただけますよう、お願い申し上げます。

ウ。議長が報告第1号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、事務局報告のとおり了承願いたいと述べた。

#### [議 決 事 項]

議案第1号 令和6年度一般会計歳出補正予算（第5号）

議案第2号 令和6年度診療報酬審査支払特別会計歳出補正予算（第3号）

A 業務勘定

議案第3号 令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳出補正予算（第4号）

A 業務勘定

議案第4号 令和6年度職員退職金特別会計歳入歳出補正予算（第3号）

ア。議長が議案第1号から議案第4号までを一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ。事務局次長兼総務課長が議案第1号から議案第4号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案第1号から議案第4号まで、令和6年度の四つの会計の予算補正について、一括で御説明申し上げます。

議案書は39ページからとなりますが、別に用意しております、「説明資料①」に、お伝えしたい要点をまとめておりますので、こちらで御説明をさせていただきます。

「説明資料①」でございますが、説明の都合上、資料の裏、最終4ページをまず、御覧いただきたいと存じます。さらに、2の「補正理由」に記載をしておりますが、今回の四つの会計の補正は、また別の職員となりますが、今年度末3月で自己都合により退職をすることになりました職員2名への退職金支給のための補正となっております。2名とも定年を前に退職することになりまして、退職金資産の方にはまだ積立がされていない職員への支給となりますため、先ほどの説明と同様の理由となりますが、当年度の三つの会計から繰り出しをして支給することとなります。

上の表1「補正内容」の歳入を御覧いただきますと、一般会計から130万2,000円、診療

報酬審査支払特別会計、こちらは国保の会計となりますが、586万2,000円、そして後期高齢者医療の特別会計から262万9,000円を繰り出しまして、退職金の特別会計に繰入金として歳入をし、表の右、歳出になりますが、合計額979万3,000円を退職金に充てさせていただきます。

資料1ページから3ページ、議案第1号から3号が、繰り出しをします三つの会計の補正を示しておりまして、それぞれの予備費を減額して繰出金を支出するための補正となっております。

なお、三つの各会計のそれぞれの額でございますが、これは当該職員が在籍した部署勤務年数をもとに、所属会計で按分をした結果から計算された金額となっております。

以上、議案第1号から議案第4号、令和6年度各会計歳入歳出補正予算について御説明をさせていただきました。御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ．議長が議案第1号から議案第4号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり認定決定された。

#### 議案第5号 第3次中期経営計画の策定について

ア．議長が議案第5号について、事務局に説明を求めた。

イ．参与兼事務局長が議案第5号について次のとおり説明を行った。

事務局長を務めております百田でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第5号「第3次中期経営計画の策定について」御説明申し上げます。

議案書とは別にございます、議案第5号、別冊、「福島県国民健康保険団体連合会 第3次中期経営計画」を御準備ください。本年度が現行中期経営計画の最終年度に当たることから、新たに令和7年度からの「第3次中期経営計画」を策定いたしたいものでございます。

表紙の中央に記載の計画期間についてでございますが、国の施策である医療DXの推進、社会保険診療報酬支払基金との審査基準の統一及びシステムの共同運用など、保険者、本会を取り巻く環境が目まぐるしく変化している中、事業としては、まだ不透明な部分も多いため、多様なニーズに対応できるよう、令和7年度より9年度までの3か年計画とさせていただきます。

なお、この計画の策定にあたりましては、本会の諮問機関である「国保問題調査委員会」で御協議いただき、また、国保主管課長部会においても御説明申し上げております。

表紙をおめくりいただきますと、「はじめに」ということで、計画策定の前文を記載しておりますが、こちらの説明は省略させていただきます、次のページを御覧ください。目次となっております、中期経営計画はローマ数字のⅠからⅣに記載の内容となっております。

それでは、1ページを御覧ください。Ⅰの理念でございますが、会長の御挨拶にもありましたように、以前より変わらず、「皆保険を支える力となるために」として、本会では国民階保険制度を支え、社会構造の変化に対応し、地域住民の健やかな生活の実現に向け支援となる事業運営を実施してまいります。

Ⅱの基本方針につきましても、保険者の円滑な事業推進、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、デジタル社会を見据え、現行の中期経営計画と同様の、「1 保

険者事業運営の支援」、「2 新たなニーズ・課題への取り組み」、「3 健全で効率的な組織運営への取り組み」の三つの方針を定めております。

次に、2 ページを御覧ください。ここからはⅢの具体的な取り組み及びⅣの財政運営計画と続きますが、こちらについては別紙にて御説明いたしますので、先に最終ページとなります 40 ページを御覧ください。

第3次中期経営計画と単年度事業計画の相関関係図でございます。オレンジ色の三つの基本方針に、それぞれに青の具体的な取り組み事業がございます。具体的な取り組みは合計8事業ございまして、その事業につきましては、一番右にあります単年度事業計画の重点事業として、毎年度、実施してまいります。

それでは、また、別でございますA3一枚ものの、「議案第5号 別紙」の「第3次中期経営計画 概要版」を御覧ください。

表面には、基本方針ごとの具体的な取り組み事業、裏面には、財政運営計画をまとめております。まず、具体的な取り組み事業について御説明いたします。

中央にあります計画の理念の左側を御覧ください。紫色の丸の中、基本方針1、保険者事業運営の支援の具体的な取り組み事業はその左側の1-1、1-2でございます。「1-1 審査基準の統一と円滑な支払い業務の実施」では、審査基準を統一し、不合理な差異の解消などを行い、「1-2 健診受診率・保健指導実施率の水準と保健指導の質の向上への支援」では、福島県の健康指標の改善を目指してまいります。

下にあります、オレンジ色の基本方針2、新たなニーズ・課題への取り組み事業は2-1から2-4まであり、2-1は、柔道整復療養費の適正化でございます。令和6年10月現在のことでございますが、東北厚生局管内で、不正請求等を行った柔道整復師5名のうち3名が本県の柔道整復師でございました。また、本会の審査会においても、請求内容の疑義に対して、注意文書を送付しても改善が見られない柔道整復師もおります。これらのことを踏まえ、柔道整復審査委員会の面接確認委員会にて、直接、疑義についての事実確認を実施し、適正な請求を促してまいります。

「2-2 保険者事務の標準化・効率化に向けた支援」では、本年度、59市町村すべてを訪問させていただき、事務に関する御意見や現状の課題などをお聞きしておりますので、その内容を踏まえ、支援事業を実施してまいります。

「2-3 システム最適化への的確な対応」では、各種システムについて、現在、クラウド環境に適したシステム改修を行う最適化というものが進められております。その対応と効率的な運用を検討し、費用の圧縮を図ってまいります。

「2-4 ケアプラン点検に対する支援」でございますが、介護を受ける方のサービスや運動などについて、介護支援専門員が立てる利用計画がケアプランでございます。そのケアプランが、介護を受ける方の状態等にあっているものかを確認することがケアプラン点検でございまして、現在、各市町村で行っております。その点検に係る支援業務を、令和7年度から本会が受託してまいります。

右上の基本方針3の健全で効率的な組織運営への取り組みの「3-1 職員の資質向上及

び人材育成」では、環境変化の大きい時代に、多種多様な課題、ニーズに柔軟かつ的確な対応ができる職員の育成を目指し、「3-2 庶務関連業務を中心とした業務効率化の推進」では、人事・労務などの業務において、システムの導入、環境整備などにより効率化を図り、業務時間の削減及び経費削減を実現してまいります。

続きまして、Ⅳの財政運営計画についてございますが、概要版の裏面を御覧ください。この財政運営計画は、中期経営計画の事業や保険者支援を着実に実施していくにあたりまして、依然として厳しい保険者財政への影響を、最大限考慮しつつ、計画的でかつ安定的な財源確保を図るため新たに策定いたしたいものでございます。

はじめに2段目にございます、一般会計などの主要7会計全体の状況としては、近年、収支均衡が図られておりましたが、国保被保険者数が令和5年度は約1万9,000人、令和6年度は現時点で約1万4,000人と年々減少しております。それに伴う収入の減少、また、一方で、システムクラウド化等に伴う国保中央会への負担金が増えておりますことにより、令和6年度以降は厳しい財政状況が見込まれます。

その下にあります、各会計の現状を御覧ください。①の一般会計、②の業務勘定の国保は、やはり国保被保険者数の減少に伴う影響により厳しい見込みであり、③業務勘定の後期高齢者医療、④の介護保険は繰越金で対応しておりますが、同様に厳しい状況となっております。そのため、8年度以降の一般負担金及び手数料の引き上げを検討せざるを得ない見通しとなっております。

また、右側の⑤業務勘定の障害者総合支援及び⑥の特定健康診査・特定保健指導、⑦のレセプト点検につきましては、現状を維持しつつ安定した運営が図れる見通しでございます。なお、⑦のレセプト点検につきましては、手数料の引き下げも含め検討してまいります。

次に、下から2番目の繰越金につきましては、会計全体では、今までどおり、減らしながら運営してまいります。繰越金が少ない会計もございますので、安定運営のためにも、一定額は維持してまいりたいところでございます。

一番下の積立資産及び引当資産でございますが、本年度の税制改正により積立限度額が撤廃されておりますが、1番左の財政調整基金積立資産は手数料相当額の10%、その右にありますICT・AIを活用したシステム関連等のためのICT積立資産は手数料相当額の30%と、改正前と同様の目安とし、また、退職給付引当資産は、積立額の平準化を図り、それぞれの資産について可能な範囲での積立の確保を目指してまいります。なお、減価償却引当資産でございますが、各種システムのクラウド化等により本会資産として所有するシステム機器等は減少傾向となっております。

令和7年度以降、第3次中期経営計画のもと、経費削減に努め、これまで以上に保険者からの負託に応えるよう、事業を実施してまいります。

以上、議案第5号について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ。議長が議案第5号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第6号 令和7年度事業計画

議案第7号 令和7年度負担金及び手数料等

ア. 議長が議案第6号から議案第7号までについて一括して事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第6号から議案第7号までについて次のとおり説明を行った。

それでは、議案書の57ページからとなります、議案第6号「令和7年度事業計画」並びに議案第7号「令和7年度負担金及び手数料等」について、一括して御説明申し上げます。

はじめに「令和7年度事業計画」につきましては、お手元の議案書の58ページを御覧ください。

「第1 基本方針」は、今ほど議案第5号で御承認いただきました、『第3次中期経営計画』の三つ基本方針でございます。それごとに実施する具体的な取り組み事業を第2の重点事業に記載しております。

重点事業を御覧ください。まず、基本方針の1、「保険者事業運営の支援」では(1)、(2)と二つの事業がございますが、59ページの(2)の健診受診率・保健指導実施率の水準と保健指導の質の向上への支援を御覧ください。

主な取り組みはアからカまで六つございますが、特にウの人材育成事業につきましては、保健師のみなさんの御意見も踏まえ、多くの方に参加していただける研修会を実施してまいります。また、オとカに記載のKDBシステムに関する取り組みにつきましても、活用事例集の提供及びデータ処理を補えるシステムの提案を実施してまいります。

次に60ページを御覧ください。基本方針の2「新たなニーズ・課題への取り組み」は四つの事業がございますが、(2)の保険者事務の標準化・効率化に向けた支援を御覧ください。

アからエまで四つの取り組みがございますが、その中でウにあります国保トップセミナーの開催については、東日本大震災以降中止しておりましたが、以前同様、市町村長の皆様を対象とさせていただき、国保の情勢などのセミナーを開催いたします。また、エの国保地区部会別保険者意見交換会は、各保険者の担当者同士が業務の課題等に対する意見交換や情報連携を行う場として、保険者からの要望に伴い、初めて開催いたします。

次に、61ページの(4)のケアプラン点検に対する支援のイを御覧ください。先ほど、第3次中期経営計画の説明では、ケアプラン点検に係る支援業務を本会で受託するとお伝えいたしましたが、ケアプラン点検を市町村のみで実施する場合の支援といたしまして、点検に必要な情報を取りまとめた、新規帳票の提供を開始いたします。

続きまして、62ページを御覧ください。基本方針の3、「健全で効率的な、組織運営への取り組み」では二つの事業がございますが、(1)の職員の資質向上及び人材育成を御覧ください。保険者のニーズを的確にとらえた支援業務へとつなげるための人材育成計画の策定、職員の更なる意欲向上につながる組織作りなど、アからウの取り組みを実施してまいります。

63ページを御覧ください。ここからは「第3 基本事業」として、各課の事業を基本方針ごとに記載しております。令和7年度は、新たな中期経営計画のもと、より一層保険者支援に取り組み、重点事業、基本事業ともに、確実に実施してまいります。

議案第 6 号の説明は以上となります。

続きまして、議案書の 69 ページを御覧ください。議案第 7 号「令和 7 年度負担金及び手数料等」につきまして、改定及び削除いたしたい手数料についてのみ御説明申し上げます。

なお、改定いたしたい手数料には下線を、削除いたしたい手数料には取り消し線を引いております。

1 枚おめくりいただいて、71 ページを御覧ください。はじめに、中ほどにあります項番 4、共同電算処理手数料でございますが、すでに御存知のとおり、法律等の一部改正による被保険者証の廃止に伴いまして、表の 2 段目・3 段目にございます、被保険者証作成について削除いたしたいものでございます。

次にその下、項番 5 の介護保険について 72 ページを御覧ください。(2) 介護保険保険者共同処理手数料の 3 段目にあります、介護給付費圧着封筒作成処理につきまして、委託市町村の減少に伴う単価の見直しにより、1 件当たり 75 円 90 銭を 170 円に引き上げたいものでございます。

次に 73 ページの項番 15 を御覧ください。医療給付実態調査データ作成料につきましては、厚生労働省にてデータ集計が可能であることから、令和 6 年 6 月診療分をもって調査を中止とする旨の通知がございましたため、削除いたしたいものでございます。

また、項番 19 でございますが、国保情報集約システム手数料につきましては、国の通知に基づく「手数料算定の考え方」により毎年度手数料をお示ししております。令和 7 年度は、クラウド化に伴うサーバ機器保守及びハウジング費用等が減額となることに伴い、現行の 8 円 65 銭から引き下げ、8 円 55 銭といたします。

次は、項番 21 の風しん抗体検査等事務手数料でございます。本会で受託しております支払業務が、令和 7 年 3 月末にて終了となることに伴い削除いたしたいものでございます。

次に、項番 22、国保データベース (KDB) システム負担金を御覧ください。令和 7 年度は、システム保守及び減価償却引当資産積立の減額に伴いまして、(1) 福島県は 194,000 円を 179,000 円に、(2) 福島県を除く保険者及び (3) の後期高齢者医療広域連合は、一人当たり 30 円 73 銭を 29 円 68 銭に、また、(4) 介護保険者は、介護第一号被保険者、一人当たり 2 円 75 銭を 2 円 46 銭にそれぞれ引き下げといたします。

只今御説明いたしました以外の負担金・手数料等につきましては、本年度と同額といたしたいものでございます。

以上、議案第 6 号並びに議案第 7 号について一括して御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ。議長が議案第 6 号から議案第 7 号までについて、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

議案第 8 号 令和 7 年度積立資産及び引当資産の処分について

議案第 9 号 令和 7 年度一般会計歳入歳出予算

議案第 10 号 令和 7 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算

A 業務勘定

- B 国民健康保険診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- D 出産育児一時金等に関する支払勘定
- E 抗体検査等費用に関する支払勘定

議案第 11 号 令和 7 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（後期高齢）
- B 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
- C 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定（後期高齢）

議案第 12 号 令和 7 年度国保基金特別会計歳入歳出予算

議案第 13 号 令和 7 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（介護）
- B 介護給付費等支払勘定
- C 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定（介護）

議案第 14 号 令和 7 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（障害者総合支援）
- B 障害介護給付費等支払勘定

議案第 15 号 令和 7 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算

- A 業務勘定（特定健診・特定保健指導）
- B 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定

議案第 16 号 令和 7 年度妊婦健康診査委託料支払特別会計歳入歳出予算

議案第 17 号 令和 7 年度レセプト点検業務特別会計歳入歳出予算

議案第 18 号 令和 7 年度職員退職金特別会計歳入歳出予算

議案第 19 号 令和 7 年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について

ア．議長が議案第 8 号から議案第 19 号までについて一括議題とし、事務局に説明を求めた。

イ．事務局次長兼総務課長が議案第 8 号から議案第 19 号までについて次のとおり説明を行った。

議案第 8 号から議案第 19 号までの令和 7 年度歳入歳出予算に関連します議案につきまして、一括で御説明させていただきます。

議案書引き続き 75 ページをお開き願います。

まず、議案第 8 号「令和 7 年度積立資産及び引当資産の処分について」、更に 1 枚おめくりをいただきます。この議案は、令和 7 年度の当初予算に繰り入れをするため、令和 6 年度末日時点で保有いたします本会の各種積立資産の処分について、認定を求めるものでございます。本会が保有します四つの資産すべてについて、それぞれ処分を行います。なお、次の 77 ページ、78 ページに、それぞれの資産処分についての会計別の内訳を参考として載せておりますので、のちほど御参照いただければと思います。

それでは、76 ページで御説明させていただきます。

一つ目は、「退職給付引当資産」でございます。処分金額 5,300 万円、処分金の使途は 7

年度退職予定者への退職手当支給のため、令和6年度末時点での保有見込み額は1億2,082万1,318円でございます。処分は、退職金支給予定日となります令和8年3月31日となります。

二つ目に、「財政調整基金積立資産」。処分金額は2,100万円でございます。処分金の使途は、事業運営上の不測の事態による収入減への補填を想定しまして、一般会計分1,300万円、介護保険特別会計分800万円、を処分いたします。なお、米印に記載をさせていただきましたが、令和6年度の税制改正を受けまして、これまで、この財政調整基金積立資産は、洗い替え方式によりまして、年度始めに保有額の全額をいったん処分、全額を各会計に繰り入れまして、当年度で使用しなければそのまま全額と、決算状況によって積み増しが可能であれば、その積み増し分とを合わせて年度末に改めて資産に積み直す、という会計処理をしておりましたが、令和7年度以降は、資産のうち、当年度に必要と見込まれる額だけを処分しまして、年度の当初予算で各会計に繰り入れるという処理に変更をしております。税制改正によって、処理方法が変更となったものでございます。

続いて三つ目の「減価償却引当資産」は、4億3,979万2,000円を処分させていただきます。

これは、後ほどまた予算の説明でも触れますが、令和7年度、多くのシステム機器の更改が予定されております。買い替えに向けた減価償却、これまで積立をしてきたものでございますが、令和7年4月1日付けで処分をし、費用支出に充てることといたします。

最後四つ目は、「ICTを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」でございまして、こちらも7年度のシステム関連経費に一部充てさせていただく目的で6,301万1,000円を処分させていただきます。

処分年月日は令和7年4月1日付け、各会計に繰り入れまして、支出に備えさせていただきます。

なお、こちらのICT積立資産も、これまでの洗い替え方式から、必要額だけの処分に今回より変更させていただいております。

以上が議案第8号、資産の処分にかかる説明でございます。

続きまして、議案第9号から議案第19号までの11の議案につきましては、議案書と別に準備をしております「説明資料②」をもとに、概要を説明させていただきます。

「説明資料②」を御準備いただきまして、1ページをお開き願います。「福島県国民健康保険団体連合会令和7年度当初予算」でございます。令和7年度予算総額は、6,871億2,985万4,000円、前年度比101.12%、額にしまして8億959万円増の当初予算となりました。各会計の当初予算一覧を掲載しております。令和7年度の本会会計は一般会計、特別会計を合わせまして10の会計、そのうち五つの特別会計は15の勘定で経理いたします。それぞれ左から7年度予算、前年6年度予算、前年度比を記載しております。会計ごとの詳細な説明は省略いたしまして、資料の一番下、枠で囲いました、当初予算の状況、概要をまとめております。本会の予算総額約6,870億円のうち、99.4%は、各会計の支払勘定で経理します「保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う」診療報酬等の受払いとなっております、○

の二つ目に記載のとおり、国保診療報酬は、被保険者数、レセプト件数が減少する見込みとなりまして、前年度比で5%、約72億9,000円の減となっております。○の三つ目、一方、後期高齢者の診療報酬につきましては、高齢者数、レセプト、それぞれ増加をする試算となりまして、前年度比0.81%、約21億7千万円の増を見込んでおります。また、最後、介護及び障害関係の会計につきましても、記載のとおり、受給者の増加、レセプト件数の増加なども考慮しまして、それぞれ前年度からの増加を見込んだものとなっております。

続いて、2ページを御覧ください。今ほど御説明いたしました、診療報酬等の受払い分を除きまして、皆様からお預かりする負担金及び手数料を主な財源として本会の業務運営上の経費を経理いたします主要7会計の当初予算でございます。予算総額33億7,555万8,000円、前年度比93.90%、額にしまして2億1,933万9,000円の減となっております。その下に、会計ごとの内訳、前年令和6年度予算との比較を参考として載せております。ただし、この主要会計の予算額につきましては、表の下に米印で記載をしておりますが、一般会計や各業務勘定においても、保険者からの納入を受け、医療機関等へ支払う受け払いの一部を経理しております。純粋に業務運営にあたる経費のみの集計資料とするため、記載の受入金・支出金を各会計から除いた数字としておりますので、となり1ページの会計ごとの予算額とは異なる会計がございます。会計ごとに前年度比増減に差が見られますが、比較的予算規模の大きい国保そして後期の会計が前年度と比較して大きく減少しておりまして、規模の小さい介護・障害会計が増となっております。その下に、予算の増減をさせております主要因それぞれの会計ごとにいくつかあげておりますが、全体的な状況として、最後の四角囲みの方を御覧いただければと思います。令和7年度は、先ほど資産の処分のところでも少し触れましたとおり、大きく積立を崩して財源といたしますが、保険者に設置したパソコン・プリンタ、そして本会設置のパソコン・プリンタ、ネットワーク周辺機器等の一斉更改、入れ替えタイミングとなりまして、歳出増の要因となっております。一方で、全国統一の標準システムの開発にあたって、国保中央会へ支出をしておりますシステム開発負担金の一部縮小されたこと、後期高齢者医療広域連合の標準システム更改に伴う導入作業が令和6年度で完了したことなどから、その分で令和7年度歳出が低減しておりまして、最終的には全体で前年度比2億2,000万程度の歳出減、という予算となっております。

資料1枚めくっていただきますと、今ほど御説明いたしました主要会計の歳入、歳出それぞれ詳細な内訳、全体の構成比などをまとめております。こちらは参考として御覧いただくことといたしまして、説明は省略をさせていただきます。

令和7年度予算、第3次中期経営計画、財政運営計画にもまとめましたとおり、御負担いただく手数料・負担金、お預かりしております積立資産を効果的に活用しながら、将来にわたり、安定した、健全な事業運営が継続できるよう、そして、保険者の財政負担、事務負担の軽減が図られるよう事業の推進、予算の執行に努めてまいります。

以上、令和7年度各会計の当初予算についての説明とさせていただきます。

最後、次の5ページでございます。議案第19号「令和7年度福島県国民健康保険団体連合会一時借入金について」について御説明いたします。

令和7年度、本会が指定金融機関より借り入れることになる場合、項番1に記載の11の会計勘定においてそれぞれ記載の金額を限度額とし、また、借り入れ条件につきましては、項番2から6に記載の五つの条件にて、借り入れを行います。なお、保険者に起因する一次借り入れとなる場合、利息につきましては保険者負担とさせていただきます。

以上、本会が借り入れする際の条件等につきまして、国保法に定められました本会総会の議決事項となりますため、御承認をいただきたいものでございます。

以上、議案第8号から議案第19号までの令和7年度当初予算関連議案につきまして一括で御説明をさせていただきました。御認定、御承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ウ. 議長が議案第8号から議案第19号までについて、質問、意見等がないか発言を求めた。

エ. 須田伊達市長より次のとおり発言があった。

議案第8号のところですね、78ページの、「4 ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」で、合計額が合わないなということです。600万が入っていないなと。「63,011,000円」となっているんですけど、これを計算していくと、「69,011,000円」ではないかな、というところです。

オ. 議長が事務局に発言を求めた。

カ. 事務局次長兼総務課長が次のとおり説明を行った。

大変失礼いたしました。御指摘の通り、議案書78ページのICT積立資産について、合計額6千300万と記載がございますが、レセプト点検業務特別会計の600万の足し算が漏れておりましたので、後ほど訂正をさせていただきまして、資料の送付をさせていただきたいと思っております。なお、76ページに記載の処分金額についても訂正をさせていただきたいと思っております。

キ. 議長がその他、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

※ 須田伊達市長より指摘のあった内容については、後日「通常総会議案書の一部訂正について（通知）」（別紙参照）を全保険者へ送付し、議案書の訂正をお願いしております。

#### 議案第20号 役員の選任について

ア. 議長が議案第20号について事務局に説明を求めた。

イ. 参与兼事務局長が議案第20号について次のとおり説明を行った。

議案第20号「役員の選任について」御説明申し上げます。

議案書の181ページを御覧ください。

現在の役員は、令和7年3月31日をもって任期満了となりますため、次期役員について総会の選任を求めるものでございます。

選任する役員は、理事17名、監事6名。役員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となります。

3の選任方法でございますが、本会役員選任規程第3条により、(1)の「会員たる保険

者を代表する者」につきましては、福島県を代表する者並びに地区部会から推薦された者を、  
(2)の「会員たる保険者を代表するもの以外の者」につきましては、「理事会から推薦された者を総会で選任する」となっております。

議案書をおめくりいただき、182 ページを御覧ください。

別添に記載の方々を、選任いただきたいものでございます。

以上、議案第 20 号について御説明いたしました。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ウ．議長が議案第 20 号について、質問、意見等がないか発言を求めたが発言なく、諮ったところ原案のとおり承認決定された。

#### (5) その他

ア．議長がその他の事項について事務局に発言を求めた。

イ．システム管理課長がその他の事項について次のとおり説明を行った。

システム管理課長の恵花と申します。よろしくお願いいたします。

最後にお付けしました「その他説明資料」を御覧ください。

こちらは記載のとおり、令和 7 年 3 月、4 月、5 月に書面による理事会の開催を予定しておりまして、その内容について事前に御連絡をさせていただきます。

一つ目の議決事項 1 についてでございますが、こちらは令和 7 年 3 月下旬に書面理事会の開催を予定しており、内容は福島県人事委員会勧告に伴う本会給与規程の一部改正等になります。

3 月下旬の開催となる理由としましては、福島県議会による条例改正及び人事委員会による規則改正等を受けまして、本会におきましても令和 7 年度から対応するため、令和 6 年度中に規程の一部改正を行う必要があるためとなります。

二つ目の議決事項 2 についてでございますが、こちらは令和 7 年 4 月中旬に書面理事会の開催を予定しており、内容は指名競争入札の結果報告並びに委託契約の締結承認となります。

指名競争入札の内容についてでございますが、①の通信回線サービスにつきましては、保険者と本会をつなぐネットワークの通信回線となりますが、令和 7 年度で N T T 東日本との契約が満了となるため、令和 8 年度以降の通信回線を調達するものとなります。

②のネットワーク機器調達につきましては、通信の制御に必要となるネットワーク機器について令和 7 年度に保守期限を迎えることから、新たな機器を調達するものとなります。

4 月中旬の開催となる理由としましては、令和 7 年度中に回線敷設工事や機器の更改造業を実施する必要があり、その作業期間確保のため、令和 7 年 4 月末までに落札業者と委託契約を締結したいものとなります。

三つ目の議決事項 3 についてでございますが、こちらは令和 7 年 5 月中旬に書面理事会の開催を予定しており、内容は国保中央会による一括調達の結果報告並びに購入契約の締結承認となります。

5 月中旬の開催となる理由としましては、令和 7 年度に更改が必要となる端末及びプリン

タについて、調達費用通減を図るため国保中央会による一括調達に参加しますが、その入札・開札が5月初旬となっており、その後の設置設定作業期間の確保のため、6月初旬には落札業者と購入契約を締結したいものとなります。

以上のことにつきまして、規定の改正時期、工事期間の確保、国保中央会による一括調達スケジュールなどを考慮いたしますと、やむを得ず3月、4月、5月に書面にてお諮りする必要がございます。

御了解いただけますようお願い申し上げます。

ウ．議長がその他の事項について、質問・意見等がないか発言を求めたが、発言はなかったため、審議を終了した。

(6) 閉 会（午後2時39分）

押部副会長（金山町長）が次のとおり閉会のことばを述べた。

御提案いたしました議案について、原案のとおり承認をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、福島県国民健康保険団体連合会の通常総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

令和7年3月3日（月）福島市鎌田字卸町10番の1 ウィル福島アクティおろしまちで開催された福島県国民健康保険団体連合会通常総会の顛末は上記のとおり相違ない。

令和7年3月19日

議事録署名人      押山 利一      ㊟